

令和2年分 税申告

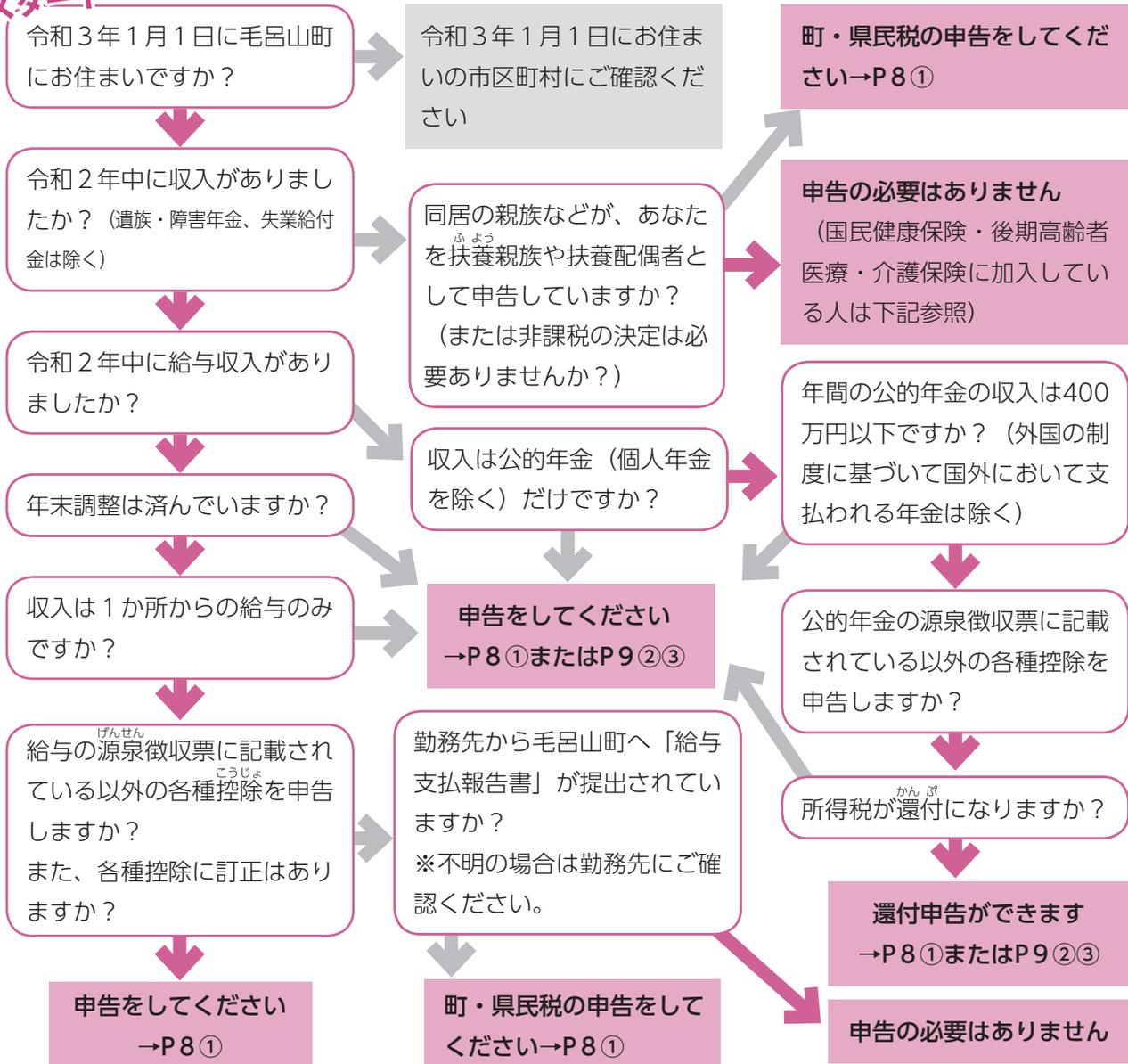
今年も、町・県民税、所得税および復興特別所得税の申告受付を行います。まずは、申告の種類や会場を申告フローチャートでご確認ください。

問合せ 町・県民税／役場税務課町民税課税係
☎295-2112 ㊟198・199
所得税など／川越税務署☎235-9411
(※自動音声で案内します。)

申告フローチャート

➡ はい ➡ いいえ

スタート



国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険に加入している人は収入がなくても申告をしてください

報告・申告された収入をもとに保険税(料)や高額療養費などを算定しますので、**世帯全員の報告・申告が必要**です。

※令和3年4月1日現在16歳未満で収入がない人を除く。

なお、これらの納付額は全額社会保険料控除の対象となります。役場担当窓口では、無料で納付(額)の確認書を発行しています。

問合せ 国民健康保険 / 確認書の発行について：役場税務課納税係☎㊟194・195

申告について：役場税務課町民税課税係☎㊟198・199

後期高齢者医療・介護保険 / 役場高齢者支援課医療保険料係☎㊟176

申告に必要な持ち物

共通の持ち物

- 番号確認書類と本人確認書類（下記「申告書には、マイナンバーの記載が必要です」を参照）
- 利用者識別番号のわかる書類（「確定申告における利用者識別番号の取得について（重要）」を参照）
- 印鑑（認印）
- 本人名義口座の金融機関名・口座番号がわかるもの…還付申告をする人

収入に関する書類

- 源泉徴収票や支払調書など（複数ある人はすべて必要です）…給与や年金などの収入のある人
- 収支内訳書（事前に作成してください）…営業・農業・不動産所得のある人

申告書には、マイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度の導入に伴い、町・県民税申告書や所得税および復興特別所得税の確定申告書には、申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者などの個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。

また、マイナンバーを記載した申告書を提出の際、申告者の本人確認書類（※）の提示、または添付が必要です。

（※）本人確認書類の例

マイナンバーカードを持っている人

マイナンバーカードのみ



マイナンバーカードを持っていない人

マイナンバー確認書類

通知カード、住民票の写し、または住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り）などのうち、いずれか1つ

身元確認書類

運転免許証、健康保険証、障害者手帳、在留カード、パスポートなどのうち、いずれか1つ

両方必要！

控除に関する書類

- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料などの支払金額のわかるもの
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- 障害者手帳…障害者控除を受ける人
- 寄附金受領証明書…寄附金控除を受ける人
- 作成済みの医療費控除の明細書（事前に支払金額などの計算が必要です）…医療費控除を受ける人

※特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡（源泉徴収税額がある特定口座）に係る所得などについて、所得税と住民税で異なる課税方式を選択される人はお問い合わせください。

※住宅借入金等特別控除などを受けられる人は事前にお問い合わせください。

確定申告における利用者識別番号の取得について（重要）

確定申告をするためには、利用者識別番号の取得が必要になります。

▶持ち物

■取得済みの人

利用者識別番号のわかる書類・はがき等をお持ちください。

■未取得の人

マイナンバーカードを持っている人

マイナンバーカードのみ

マイナンバーカードを持っていない人

マイナンバー確認書類

+

身元確認書類

（運転免許証、健康保険証、障害者手帳、在留カード、パスポートなどのうち、いずれか1つ）

※未取得の人は毛呂山町確定申告会場にて利用者識別番号の発行を行えます（発行にはお時間をいただきます）。

町では受付できない申告があります。下記に該当する人は川越税務署で申告してください

- ①土地・家屋・株式・先物取引・ゴルフ会員権などの譲渡所得がある ②青色申告 ③令和元年分以前の申告 ④山林所得がある ⑤国外に居住する人を扶養している ⑥給与所得の特定支出控除を申告する ⑦住宅ローンの借り換えをした ⑧住宅ローンを利用しない場合の控除（住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除および認定住宅新築等特別税額控除）を申告する ⑨初年度の住宅借入金等特別控除を申告する ⑩雑損控除を受ける人で控除額未計算の人

令和3年度（令和2年分）申告受付では、以下の点が変更になりますのでご注意ください。

■午後の受付時間 変更前：午後1時～午後4時 → 変更後：午後1時～午後3時

■受付地区 変更前：行政区ごと → 変更後：字ごと（例：大字旭台・岩井西1丁目）

感染症拡大防止のため、来場するときはマスクの着用およびご自宅での検温にご協力いただき、37.5度以上の発熱が認められる場合などは来場を控えていただくようご協力をお願いします。また、会場の密を避けるため、入場制限をする場合があります。

①町・県民税、所得税および復興特別所得税の申告

受付は2月16日(火)から3月15日(月)まで／字ごと

受付場所 毛呂山町役場2階 201会議室 相談時間 午前9時～11時および午後1時～3時

申告期限間近になると大変混み合います。なるべく指定日に申告するよう、ご協力ください。

なお、午前中に来庁しても混雑により受付が午後になる場合があります。あらかじめご了承ください。

日にち	受付時間・地区（字ごと）	
	午前9時～11時	午後1時～3時
2月16日(火)	旭台・下川原	西戸・西大久保
2月17日(水)	阿諏訪・岩井・岩井東1丁目～2丁目	葛貫・岩井西1丁目～5丁目
2月18日(木)	若山1丁目～2丁目	川角・若山3丁目
2月19日(金)	大谷木・権現堂・毛呂本郷	小田谷・宿谷・滝ノ入
2月22日(月)	前久保・前久保南1丁目～2丁目	前久保南3丁目～4丁目
2月24日(水)	苦林・箕和田・中央1丁目～2丁目	大類・中央3丁目～4丁目
2月25日(木)	長瀬・南台1丁目	南台2丁目～5丁目
2月26日(金)	目白台1丁目～4丁目・平山1丁目	市場・平山2丁目～3丁目
2月27日(土)	指定日に来られない人（午前・午後とも）	
3月1日(月)	西戸・西大久保	旭台・下川原
3月2日(火)	葛貫・岩井西1丁目～5丁目	阿諏訪・岩井・岩井東1丁目～2丁目
3月3日(水)	川角・若山3丁目	若山1丁目～2丁目
3月4日(木)	小田谷・宿谷・滝ノ入	大谷木・権現堂・毛呂本郷
3月5日(金)	前久保南3丁目～4丁目	前久保・前久保南1丁目～2丁目
3月8日(月)	大類・中央3丁目～4丁目	苦林・箕和田・中央1丁目～2丁目
3月9日(火)	南台2丁目～5丁目	長瀬・南台1丁目
3月10日(水)	市場・平山2丁目～3丁目	目白台1丁目～4丁目・平山1丁目
3月11日(木)	指定日に来られない人（午前・午後とも）	
3月12日(金)	指定日に来られない人（午前・午後とも）	
3月15日(月)	指定日に来られない人（午前・午後とも）	

※確定申告期間中の申告受付は2階 201会議室でのみ行いますので、ご注意ください。

※3月6日（土）の土曜開庁の日は、申告受付は行いません。

②収入が公的年金のみの人の申告

受付は2月1日(月)から5日(金)まで^{あざ}／字ごと

受付場所 毛呂山町役場2階 201会議室 **相談時間** 午前9時～11時および午後1時～3時

日にち	受付時間・地区(字ごと)	
	午前9時～11時	午後1時～3時
2月1日(月)	前久保南1丁目・南台1丁目～5丁目	阿諏訪・箕和田・前久保南2丁目～4丁目
2月2日(火)	市場・大類・川角・前久保	旭台・下川原・葛貫・苦林
2月3日(水)	岩井・若山1丁目～3丁目・岩井西1丁目	岩井西2丁目～5丁目・岩井東1丁目～2丁目
2月4日(木)	西戸・宿谷・中央1丁目～2丁目	権現堂・西大久保・中央3丁目～4丁目
2月5日(金)	目白台1丁目～4丁目・平山1丁目～3丁目・小田谷	大谷木・滝ノ入・長瀬・毛呂本郷
2月6日(土)	指定日にこられない年金収入のみの人(午前・午後とも)	

※2月6日(土)の土曜開庁の日は税務課窓口(1階)での申告受付は行いません。

▶年金所得者の確定申告不要制度

次の①②いずれにも該当する人は、所得税などの確定申告は必要ありません。

① 公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下

② 公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

ただし、所得税の還付を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です。また確定申告書を提出する必要がない場合でも、公的年金などの源泉徴収票に記載のない^{こじよ}控除(扶養・生命保険料・医療費などの各種^{ふよう}控除)を受ける場合には、町・県民税の申告が必要です。

③川越税務署での申告

受付場所 川越税務署(川越市並木452-2/JR川越線^{みなみふるや}南古谷駅徒歩7分)

※川越税務署の駐車場は駐車台数が限られているため大変混雑します。公共交通機関をご利用ください。

相談時間 午前9時～午後4時(午前8時30分から受付)(提出は午後5時まで)

【確定申告会場について】 署内の確定申告会場の開設期間は2月1日(月)から3月15日(月)の平日および2月21日(日)・2月28日(日)です。会場への入場には、「入場整理券」が必要となります。くわしくは、国税庁ホームページをご確認ください。

▶川越税務署からのお知らせ

【「密を避ける・密を作らない」よう相談をお受けします】

感染症対策として、確定申告会場が混雑した場合は、日時をずらして来場をお願いする場合があります。また、来場の際にはマスクの着用および検温にご協力いただき、37.5度以上の発熱が認められる場合などは、入場をお断りさせていただきますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

令和2年分の確定申告では、公的年金を受給している人や給与所得者の人などの申告相談を、2月16日(火)よりも前からお受けしています。源泉徴収票など申告に必要な書類がお手元に揃いましたら、なるべく早めに申告をしてください。

【申告書などは自宅で作成し郵送で提出できます】 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自宅等でパソコン・スマートフォンから確定申告書が作成できますので、e-Taxで送信・書面で印刷して送付のいずれかでご提出ください。

【確定申告に関するご質問は国税庁ホームページで検索・お電話にて問い合わせください】

作成コーナーの操作など/e-Tax作成コーナーヘルプデスク☎0570-01-5901 月～金曜日(祝日を除く)
確定申告に関する質問・相談/川越税務署☎235-9411(※自動音声でご案内します)

国税庁ホームページ「確定申告特集」